

船舶事故等調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第110号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成26年8月31日（日） 18時30分ごろ
発生場所	兵庫県播磨町新島南方沖 播磨町所在の東播磨港別府東防波堤灯台から真方位116° 1,630m付近 （概位 北緯34°41.5′ 東経134°51.1′）
事故等調査の経過	平成26年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット ^{チェルシー} CHELSEA、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	235-15723兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 漁具 ロープを切断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、クルージングを終え、新島南方沖から播磨町所在のマリーナに向け、機関を使用し、帰航することとした。 船長は、船尾でティラー（舵柄）による操舵に当たり、約3ノットの対地速力で北東進中、船首方約15mにたこつぼ漁業のブイ（以下「本件ブイ」という。）を認め、本件ブイを左舷方約2～3m離して通過する予定で、同乗者と話していたとき、平成26年8月31日18時30分ごろ機関が停止した。 船長は、本船のプロペラに本件ブイのロープが絡んでいることを認め、携帯電話で知人に救援を依頼したものの、知人のプレジャーボートではえい航することができず、118番通報を行った。 本船は、来援した巡視艇により、東播磨港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：18時29分
その他の事項	船長は、ヨット歴が約40年、本事故海域の航行経験が約35年あり、多数の漁具が設置されていることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、新島南方沖を本件ブイに向けて北東進中、船長が、同乗者との話に注意を向け、本件ブイを避けることを失念したことから、本件ブイのロープがプロペラに絡み、同ロープを損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、新島南方沖を本件ブイに向けて北東進中、船長が、同乗者との話に注意を向け、本件ブイを避けることを失念したため、本件ブイのロープがプロペラに絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁具や浮遊物に対する見張りを適切に行うこと。